

平成 21 年 6 月 2 日

各 位

会 社 名 サムティ株式会社
所 在 地 大阪市淀川区西中島四丁目 3 番 24 号
代表者名 代表取締役社長 森山 茂
(コード番号：3 2 4 4 大証ヘラクレス)
問合せ先 取締役経営企画室長 小川 靖展
電話番号 0 6 - 6 8 3 8 - 3 6 1 6 (代表)

継続企業の前提に関する注記にかかる記載事項に関する経過のお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 26 日に公表いたしました「平成 20 年 11 月期 決算短信」における、金融機関との借入契約に記載の財務制限条項に抵触する事実の発生に関する対応状況について、下記のとおりご報告いたします。

記

当社グループは、平成 20 年 11 月期 決算短信において、金融機関と契約している借入契約に記載されている財務制限条項に抵触する事実が発生したことにより、同契約における期限の利益の喪失事由に該当する事実が発生しており、当該状況を主要因として、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しておりました。

上記を踏まえ、当社グループは、当該財務制限条項抵触に関し、期限の利益を確保すべく、取引金融機関へ今後の利益計画を詳細に説明し、取引金融機関から、当該条項の抵触をもって直ちに返済請求権を行使しない方針であることを確認しておりましたが、平成 21 年 5 月 29 日において、当該主要金融機関と正式に返済請求権を行使しない旨の合意書を交わしました。

当該合意は、当社グループの財政状態の安定性に多大な寄与をもたらすものであります。

今後も当社グループは、金融機関との関係強化、事業領域の選択及び経営資源の集中、コスト削減等を通じ、業績の向上と継続企業の前提に関する事項の注記解消に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後ともご支援の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上

本報道発表文は、「継続企業の前提に関する注記にかかる記載事項に関する経過のお知らせ」に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘またはそれに類似する行為のために作成されたものではありません。